

公書

従来、三世紀の初めごろから、ペトロ前書、ヨハネ前書、およびユダ書を公書と名づけたが、その後、パウロが執筆しなかつた新約聖書の七つの書簡を公書と言う名をもつて呼ぶようになった。一つ一つの名をあげると、ヤコボ書、ペトロ前後書、ヨハネ第一、第二、第三書およびユダ書がこれである。

こう名づけられた理由は、つまびらかでないが、おそらくパウロの書簡のように、ある一つの教会、ある一人の人に宛てないで、多くの教会または全教会の大部分に宛てたからであろう。もちろんその中に、ヨハネ第二、第三書のような例外はあったが、大体について、こう言われたものだろう。とにかく公書と言われる書簡は、いわゆる牧会書と同じく一種特別のものであるとされている。

順序は各地の教会によつて同一でなく、あるいは使徒行録とパウロの書簡との間に置かれ、あるいはペトロ、ヨハネは、すぐれた使徒であるため、彼らの書簡は前に置かれることもあるが、たいていヘブレオ書のとに、しかも、この翻訳のような順序で置かれるのが一般である。

ヤコボ書序言

聖ヤコボのこと キリストの十二使徒中、ヤコボと呼ばれる者が二人いる。一人はゼベデオの子でヨハネの兄であるが、本書がしたためられる以前、およそ紀元四二年ころにエルザレムで殉教し、特に大ヤコボと言われていた。大ヤコボに対して小ヤコボと呼ばれる方は、父をアルフェオまたはクレオフアと言ひ、母をマリアと言う。このマリアは聖母マリアの姉妹しまいあるいは親族であるから、ヤコボはイエズス・キリストの従弟いとこに当たるため、ユデア国の習慣によつてイエズスの兄弟と呼ばれた。ギリシア教会中の学者および近世の一部の学者の説によると、アルフェオの子であるヤコボと、主の兄弟であるヤコボとは違う人物のように言われるが、今は古代多数の著述家の伝えるところによつて、この説はとられていない。小ヤコボはエルザレムの第一代の司教で、彼が初代教会において大いなる勢力を有していたことは、ガラチア書二章九節、使徒行録十五章十三節以下、二十一章十八節等によつて解る。ユデア国の歴史家ヨゼフの伝えるところによると、小ヤコボはその高德によつて殊に義人と言われ、ユデア人中でも非常に尊ばれたと言う。なお聖エロニモの伝えるところによると、彼はエルザレムの教会を三十年統治し、紀元六二年に雄々しく殉教したと言われる。

本書の受取人 離散せるユデア人中のキリスト教信者が受取人である。ヤコボはエルザレム教会を統治し、最もユデア人の救霊を望んだので、各地に離散した人々をも忘れず、彼らの救霊に

ついで懸念けんねんしたのは当然のことである。特に多くの者が古来の祭典にあずかるうとして毎年エルザレムに参詣し、旧約時代の大神祭に代わった者として聖ヤコボを尊敬したので、聖ヤコボは彼らに宛てて書簡を送ったのである。しかし個人の信者に宛てたよりは、むしろ個人によつて成り立つた教会に宛てたものようである。

本書をしたためた機会および目的 これらは本書の文によつて推察できる。すなわち信者の多くはさまざまな困難に会つて、ややもすると落胆する傾向や、あるいはまた、むなしく理論のみに留まつて善業を怠る傾向や、あるいはまた兄弟的愛の不足のために貧者を卑しめて、利得をむさぼり、ぜいたくに流れる傾向があつた。しかもそれだけでなく、信仰だけあれば救霊を得るに充分だと言つて善業が無益であることを主張する謬説びゆうせつが起つたので、聖ヤコボは困難のうち信者の心を慰め、さまざまな弊害を矯正し、読者をキリスト教的生活の高度に達せさせようとして本書をしたため、こうしてもつぱらキリスト教の精神的活動を減ぜさせようとする表面的キリスト教観を予防しようとしたものようである。このために本書は格言的で、ほぼ箴言しんげんに似ているようであるが、むしろ山上の教訓をほうふつと思ひ起こさせるものがある。行文の間には、ある時は予言者のような恐ろしい調子を出すところや、また福音の比喩のようなどころがある。

本書の題目および区分 本書の題目は、もつぱら実用的教訓に留まり、結局キリスト信者はその信仰するところに従つて生活しなければならぬと言ふことに帰着し、その教理的な点は、信仰は善業を兼ねるものであると言ふことの外には出ない。もつぱら倫理を述べ、あるいは勧め、あるいはとがめ、あるいは忠告したりして、論理的組織的な順序はなく、その説くところが種々

のことにわたっているため、統一した主意は捕えにくい。区分すれば五つに分けられる。まず簡単な挨拶（一章一節）ののち、第一に試みにおける忍耐を勧め（一章二―十八節）、第二に活動的信仰の必要を述べ（一章十九節―二章二十六節）、第三に人を教えようとする過度の望みを制し、また知識に関する規定を説き（三章一―十八節）、第四に邪欲および悪徳を戒め（四章一―十七節）、第五に種々の勧告を与えて終わる（五章一―二十節）。

本書をしたためた場所および年代 聖ヤコボはエルザレムを離れたことのない人であるから、本書もエルザレムでしたためたものと思われる。年代は確固とした証拠はないが、およそ紀元六一年であろう。

ヤコボ書とロマ書との関係 両書を殊にギリシア文で比較し、ヤコボ書二章十四節以下をロマ書三章二十八節以下および四章一節以下に、またヤコボ書四章十七節をロマ書七章二十三節に、ヤコボ書四章四節をロマ書八章七節に、ヤコボ書四章十二節をロマ書十四章四節に对照すると、ヤコボ書がロマ書の説くところを明らかにしようとしたものであることが確かで疑えない。ヤコボ書の説くところはパウロが書簡で述べるところと相反することがあつて、両人の教えは一致しないようだと主張する人があるが、これは根拠のない妄説にすぎない。すなわちロマ書でパウロは、もつぱら、救われるのは業によるのではなく信仰によることを教えるのに対し、ヤコボは、救われるのは信仰だけによるのではなく善業にもよると言う。これはどちらも真理であつて相反することではない。いわゆる業の意義がヤコボ書とロマ書とは異なるのである。ロマ書では、旧約時代のユデア教で命じられる務めをさし、信仰なしに義とされる者はないと論じているのに、ヤコボ

書では、少しも旧約の務めをさして業と言わず、必ずキリストにおける業をさしている。すなわち眞の宗教は単に信仰するだけに留まらず、信仰とともにぎょうじょう行状を伴うものでなければならぬと言う意味で、守らねばならぬのはモイゼの律法ではなく神およびキリストの律法であるから、結局パウロの教えるところと少しも違ふところはない。ちなみに言うところ、ロマ書に「人の救わるるは信仰によれり」とあるのに、ルーテルは、わざと「のみ」と言う言葉を加えて「信仰のみによれり」と訳したので、ヤコボ書に、この説に反した明文のあるため、ルーテルはヤコボ書を軽蔑して「わらの書簡」と名づけ、使徒の書ではないと主張した。しかしこれは、はなはだしい誤りである。聖書には決して相反することはない。どこであつても眞実に悟り、かれこれを調和させ、眞心からこれを守ることこそ最も肝要である。

使徒聖ヤコボの公書

1 **第一章** 挨拶 1 神およびわが主イエズス・キリストのしもべヤコボ、離散せる十二族*に挨拶す。

第一項 患難および誘惑における忍耐を勧む

2 ためしに会うき喜ぶべし 2 わが兄弟たちよ、汝ら種々の試みに陥りたる時は、これを最も喜ぶべきことと思え。 3 そは汝らの信仰の試みは忍耐を生ずるを知ればなり。 4 されど汝らが完全無欠にして何ごとも乏しきところなからんために、忍耐は完全なる業をなさざるべからず。

5 知識を神に願うべし 5 汝らのうちに知識を要する人あらば、たれをもとがめ給わずして惜しみなく賜う神に願ひ奉るべし、さらば与えられん。 6 ただし疑うことなく信仰をもって願わざるべからず、けだし疑う者は風に動かされて、ただよえる海の波に似たれば、7 かかる人は主より何ものをも受けんと期することなかれ、8 これふたところ二心ある人にして、そのすべての道において定まりなければなり。

10-9 貧ひんを喜ぶべし 9 兄弟の低き者は、その高められしを大いに喜ぶべく、10 富める者は、おのが低ひきによりて喜ぶべし。これまさに草の花のごとくに過ぎんとすればなり。11 それ日出でて焼くれば草は枯れてその花は落ち、その面の美おもてしさは失せたり。富める者のその道においてしほむべ

きこともまたかくのごとし。

12 **ためしにおける幸い** 12 試みを忍ぶ人は幸いなり、それは鍛練を経てのち神のおのれを愛する人

13 々に約し給いし生命の冠を得べければなり。13 たれもいざなわるるにあたりて、神よりいざなわると言うべからず。けだし神は悪にいざなわれ給うことあたわざれば、たれをもいざない給うことなし。14 おのおののいざなわるるは、おのれの欲に引かれまどわされてなり、15 かくて欲のは

15-14 らむや罪を生み、罪の全うせらるるや死を生ず。

17-16 **神の賜ものは全し** 16 さればわが至愛なる兄弟たちよ、あやまつことなかれ、17 すべて良き賜

18 ものと完全なる恵みとは上よりして、変更なく回轉の影なき光の父よりくだる。18 けだし被造物の初穂のごときものたらしめんために、み心よりして真理の言葉をもってわれらを生み給いしなり。

第二項 活動する信仰の必要

19 **神の言葉をよく受くべし** 19 わが至愛なる兄弟たちよ、汝らは知れり、人すべて聞くに早く、

21-20 語るに遅かるべし。20 そは人の怒りは神の義をなさざればなり。21 されば汝らいっさいの汚らわしきことと、おびただしき悪事とを脱ぎ捨て、汝らに植えられて汝らの靈魂を救うべき言葉を穩やかに受け入れよ。

22 **聞くのみならず行なうべし** 22 かくて汝ら自ら欺きて聴聞者たるに留まらず、言葉の実行者と

23 なれ。23 けだし人もし言葉の聴聞者にして実行者にあらずば、鏡にうつして生まれつきの顔を見る人に似たるべし。24 すなわち、おのが姿を見て退くや、ただちにそのいかにありしかを忘る。25 しかれども自由の完全なる律法¹⁰をかながみてこれに留まる者は、忘れがちな聴聞者とならずして業^{わざ}の実行者となる。かかる人は、そのなすところによりて幸いなるべし。

26 宗教の真偽^{しんぎ} 26 人もし自ら宗教家なりと思いつつ、その舌^{した}を制せずしておのが心を欺かば、その宗教は無益なり。27 父にてまします神のみ前に清くして汚れなき宗教は、みなし兒^こ、寡婦^{やもめ}をその困難にあたりて訪問¹¹し、自ら守りて世間に汚されざることこれなり。

①ラテン訳では堪忍。②ラテン訳では業を有す。③ラテン訳では豊かに。④躊躇することなく。⑤恩寵をもつての意。⑥身の浅ましさと世のはかなさを思つて。⑦ラテン訳では悪にいななわさる者。⑧ラテン訳では最も良き。⑨み心にかなうことの意。⑩新約の法。⑪慈善を行なうことの略語。

第一章

え、ごを避くべし

1 わが兄弟たちよ、汝ら光榮なるわが主イエズス・キリストにおける

2 信仰を保ちて人にえ、ごあることなかれ。2 けだし汝らの集まりに美服^{びやく}して金の指環^{ゆびわ}をはめたる人入り来り、また粗服^{そく}したる貧しき人入り来らん、3 汝ら美服したる人を顧みて、よろしくここに坐せよ、と言ひ、貧しき人には、そこに立て、あるいは、わが足台のもとに坐せよ、と言わば、

4 これ心のうちに隔てして料簡^{りょうけん}正しからざる審判者となるにあらずや。

5 え、ごは神のみ旨に反す 5 わが至愛なる兄弟たちよ聞け、神はこの世における貧者を選びて信

仰に富める者とならしめ、神がおのれを愛し奉る人々に約し給ひし国の世継ぎたらしめ給ひしに
6 あらずや。6 しかるに汝らは貧者を卑しめたり。富者は勢力をもつて汝らを圧し、かつ自ら法廷
7 に引くにあらずや、7 汝らの上になえられたる良き名¹を汚すにあらずや。

8 もっぱら愛の法によるべし 8 ただし汝らもし聖書に従いて、「汝おのが近き者をおのれのご

9 とく愛せよ」との王的律法を守らば、そのなすところやよし。9 されどもし人に対してえこあ
10 ば、これ罪を犯して犯人として律法にとがめらるるなり。10 そはたれにもあれ、律法をことごと
11 く守るも一点の犯すところあらば、いっさいに対して有罪となればなり。11 けだし「汝、姦淫する
なかれ」とのたまひしものは、また「殺すなかれ」とのたまひしがゆえに、たとい姦淫せざるも
12 殺すことあらば、これ律法の違反者たるなり。12 されば汝ら語るにも行なうにも、あたかも自由
13 の律法をもって審判せらるべき者のごとくにせよ。13 けだし審判は慈悲をなさざる人に慈悲なき
ものにして、慈悲は審判に勝つものなり。

14 行ないを兼ねざる信仰 14 わが兄弟たちよ、たとい人自ら信仰ありと言うとも、行ないなくば
何の益かあらん、信仰あにこれを救うを得んや。

16-15 その一例 15 もし兄弟姉妹の裸にして日々にちの食物に乏しからんに、16 汝らのうち彼らに向かい
て、心安く行きて身を暖め、飽くまで食せよ、と言う人ありとも、身に要するものを与えずば何
17 の益かあらん。17 信仰もまたかくのごとし、行ないなくば死したるものなり。

18 論より証拠 18 しかるに人あるいは言わん、汝は信仰あり、われは行ないあり、行ないなき汝
19 の信仰をわれに示せ、しからばわれもまた行ないによりて、わが信仰を汝に示さん、19 汝は神の
唯一ゆいにてましますことを信ず、そのなすところやよし、悪魔も信じて震いおののくなり、と。

20 旧約の例によりて証す 20 空なる人よ、行ないなき信仰の死したるものなるを知らんことを欲
21 するか、21 わが父アブラハムは、祭壇の上にその子イザアクを献げて行ないによりて義とせられ

22 しにあらずや。22 信仰が彼の行ないとともに働きしことと、行ないによりて信仰の全うせられし
 23 こととは汝の見たるところなり。23 しかして聖書に、「アブラハム神を信じたり、かくてこのこと
 24 義として彼に帰せられたり」とあること成就し、彼は神の愛人とせられたり。24 人の義とせらる
 25 るは、ただ信仰のみによらずして行ないによるを見ずや。25 これと等しく娼婦ラハブも、使たち
 26 を受けてほかの道より去らしめ、行ないによりて義とせられしにあらずや。26 けだし靈なき肉体
 の死せるがごとく、行ないなき信仰もまた死せるなり。

① キリストのみ名。② 創世記15・6 ③ ヨシエア記2、6・22と25、ヘブレオ書11・31

第三項 みだりに人を教えんとすること、

および真偽の知識

1 **第三章** 口のあやまち 1 わが兄弟たちよ、多人数、教師となることなかれ、われらがひとしお
 2 きびしき審判を受くるは汝らの知るところにして、2 われらはみな多くのことにつきてあやまつ
 3 ものなればなり。人もし言葉によりてあやまつことなくば、これ完全なる人にして、またその全
 4 身をくつわにて治むるを得べし。3 それ馬を従えんとしてくつわをその口にほどこせば、われら
 5 はその全身を馭す。4 また舟を見よ、たといその舟大いにして強き風に襲わるも、いと小さき
 6 舵によりてあやつる者の欲する所に向けらる、5 かくのごとく舌も小さき局部ながら、その誇る
 7 ところは大きいなり。いかばかりの小さき火が、いかばかりの大きいなる林を焼くかを見よや。6 舌
 もまた火なり、不義の世界なり。舌はわれらが五体のうちに備わりて全身を汚し、地獄の火をも

7 って燃され、われらが一生の車輪しゃりんを焼く。7 けだしいっさいの獣けもの、鳥、這うもの、海にある種族¹は制せられ、また実に人性によりて制せられたり。8 しかれども舌したは一人もこれを制することあたわず、定まりなき悪にして死毒に満てり。

9 舌の矛盾むじゆん 9 われらは舌をもって父にてまします神を祝し奉り、またこれをもって神にかたどりて造られたる人を呪い、10 祝福と呪いと同じ口より出ず。わが兄弟たちよ、これしかあるべきにあらず、11 あに同じ穴より水の甘きものと苦きものを流す泉いずみあらんや。12 わが兄弟たちよ、いかにぞいぢくがぶどうを生じ、ぶどうがいぢくを生ずるを得んや。かくのごとく塩水しおみずの泉もまた真水まみずを出だすことあたわず。

13 知識に関する意見 13 汝らのうちに知識ありて敏捷びんしょうなる者ありや、その人はよろしく良き生活により、知識に出ずる温和おんわをもって行ないを示すべし。14 されど汝らもし苦きねたみにがをいだきて争う心あらば誇ることなかれ、真理に反して偽ることなかれ。15 これかかる知識は天よりくだれるものにあらずして地に属するもの、肉欲より出ずるもの、悪魔あくまより来るものなればなり。16 けだしねたみと争いとある所には乱れといっさいの悪業とあり。17 上よりの知識は第一みさおに操、次に穏便おんべん温和おんわにして勧めをいれやすく、(善にくみし)、あわれみと効果とに満ち、是非せず、表裏なきものなり。18 義の実は、平和をなせる人々において平和のうちにまかるるなり。

① ラテン訳では、などは。

第四項 悪欲および種々の欠点に対する意見

第四篇

悲惨の事情

1 汝らのうちにおける戦と争いとは、いずこよりか来れる、汝らが五体
2 のうちに戦えるその欲よりにあらずや、² 汝らがむさぼりて得ず、殺し妬みて取ることあたわず、
3 争い戦いて得ることなきは、願わざるがゆえなり。³ 願いて受けざるは、欲のために費やさんと
して悪しく願うがゆえなり。

4 これをとがむ ⁴ 姦淫者よ、この世に対する愛情は神の仇となるを知らずや、さればたれにも
5 あれ、この世の友たらんとする人はみな神の仇となる。⁵ 汝ら聖書の言えることを、いたずらな
6 りと思うか、神は汝らに宿らせ給いし霊を妬むまでに望み給う、⁶ なお大いなる恩寵を賜えばこ
そ、「神は傲慢なる者に逆らい、謙遜なる者に恩寵を給う」とは言えるなれ。

7 なすべきこと ⁷ このゆえに汝ら神に帰服して悪魔に逆らえ、さらば悪魔は汝らより退くべし。
8 神に近づき奉れ、さらば神は汝らに近づき給わん。罪人よ、手を清めよ、⁸ 二心の者よ、心を清
9 らかにせよ。⁹ 痛悔して嘆き、かつ泣け、汝らの笑いは嘆きとなり、汝らの喜びは悲しみとなれ、
10 主のみ前にへりくだれ、さらば主汝らを高め給わん。

11 誹謗を戒む ¹¹ 兄弟たちよ、相そしることなかれ、兄弟をそしる者あるいは兄弟を是非する者
は、律法をそしり律法を是非する者なり。もし律法を是非せば、これ律法の履行者にあらずして、
13-12 その審判者たるなり。¹² そもそも救い得べく滅ぼし得べき立法者審判者は唯一にてまします。¹³
しかるに汝たれなれば近き者をば是非するぞ。

神の摂理によるべし さて、今われら、今日明日なにがしの町に行き、一年の間そこに留まり商
14 売して利を得ん、¹⁴ と言う者よ、汝らは明日何ごとのあるべきかを知らざるにあらずや。¹⁵ けだ

15 し汝らの生命は何ぞや、しばらく見ゆるもやにして、ついには消え失するものなり。汝ら、よろしくこれに代えて、われらもし主のおぼしめしならば、または生くるならば、これ、かれをなさ
16 ん、と言うべし。16 しかるに汝らは今高ぶりて自ら誇れり、かくのごとき誇りはすべて悪事なり。
17 17 ゆえに人、善の行なうべきを知りてこれを行なわざれば罪となるなり。

① 靈魂の意。② 出エジプト記20・5、申命記5・9、ヨシユア24・19、エゼキエル8・3 ③ ラテン訳では汝らに宿り給う〔聖〕靈は、ねたむまでに望み給う。

第五項 種々の勧告

1 **第4章** 慈悲なき富者に向かう 1 さても富める人々よ、汝らが身に到来すべき禍いのために叫
3-2 び嘆け。2 汝らの富は腐敗し、汝らの衣服はむしばまれ、3 汝らの金銀はさびたり。かくてその
さびは汝らに証拠となりて火のごとくに汝らの肉を食まん、汝らは末の日に對して怒りをたくわ
えたるなり。

4 不義の富をとがむ 4 見よ、汝らが欺きて汝らの土地を刈り取りし作人に与えざりし賃金は叫
5 ぶ、彼らの叫びは万軍の主の耳に入れり。5 汝らは地上にありて^{かんちく}歡樂し、身を放蕩^{ほうとう}にゆだね、殺
6 害の日にあたりても心を満足せしめ、6 義人を罪に定めてこれを殺ししも、彼は汝らに抵抗せざ
りき。

7 悩める人を慰む 7 されば兄弟たちよ、主の降臨^{こうりん}まで忍耐せよ、見よや、農夫が地の尊き実を
8 待ちて春秋^{はるあき}の雨を受くるまで忍耐するを。8 されば汝らも忍耐して心を固うせよ、けだし主の降

9 臨は近きにあり。9 兄弟たちよ、汝ら審判せられざらんために相恨むことなかれ、見よ、審判者は門前に立ち給う。

10 旧約の例をかかぐ 10 兄弟たちよ、汝ら主のみ名によりて語りし予言者たちをもつて苦痛と忍耐との模範とせよ。11 われらが忍耐したる人々を幸いなりとするを思え、汝らかつてヨブの忍耐を聞き、また終わりに主のなし給いしことを見たり。すなわち主は慈悲深くましまして、あわれみをたれ給うものなり。

12 誓いを戒む 12 わが兄弟たちよ、汝ら第一に、あるいは天、あるいは地、あるいは他の何ものをもつても誓うことなかれ、ただ、しかりはしかり、いなはいな、と言え、これ審判にかからざらんためなり。

13 祈りを勧む 13 汝らのうちに憂うる者あらんか、その人は祈るべきなり。喜ぶ者あらんか、その人は聖詩を歌うべきなり。

14 終油の秘跡を証言す 14 汝らのうちに病める者あらんか、その人は教会の長老たちを呼ぶべく、彼らは主のみ名によりてこれに注油し、これが上に祈るべし。15 かくて信仰の祈りは病者を救い、主これを引き立て給い、もし罪あらば許さるべきなり。

16 互いのざんげおよび祈り 16 されば互いにおのが罪を告白して互いのために祈れ、これ汝らのいやされんためなり。けだし義人の厚き²祈りは大いなる効力あり。

17 エリアの例 17 エリアはわれらと同様の人なりしも、雨の地上に降らざらんことをせつに祈りしかば、降らざること三年六カ月なりき。18 かくて再び祈りしかば、天は雨を与え地は実を与え

たりき。

19 罪人の感化 19 わが兄弟たちよ、もし汝らのうちに真理をあやまてる者あり、人ありてこれを
20 立ち帰らしめんか、20 罪人をその道の迷いより立ち帰らしめたる者は、その魂を死より救い、多
くの罪をおおうべしと知るべきなり。

① ラテン訳では飽き足らしめ。 ② ラテン訳では絶えざる。